

平成30年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 の実施について（お知らせ）

栃木県社会福祉協議会では、『介護福祉士実務者研修貸付事業』を実施します。

〔制度の概要〕

栃木県内の社会福祉施設等における介護福祉士の確保を図るため、介護福祉士の資格を取得し県内で介護等業務に従事しようとする県民等に対して、その資格取得に必要な実務者研修の受講資金を貸与する制度です。

なお、実務者研修を修了し、資格を取得し、介護福祉士として登録後、引き続き2年間、栃木県内で介護等業務に従事した場合には、受講資金の返還が全額免除されます。

つきましては、平成30年度の借受者を次のとおり募集します。

●募集期間

第1期 平成30年 6月15日（金）まで

第2期 平成30年11月15日（木）まで

●貸付予定人員（年間） 30名程度

●申請方法

貸付申請書等を本会に提出してください。（申請書は本会ホームページ【<http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>】からダウンロードできます。）

問い合わせ先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

TEL 028-643-3300

URL <http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>

1 受講資金の貸付対象者

3年以上介護等の業務に従事し、かつ、実務者研修を修了したこと（実務経験ルート）により介護福祉士の資格を取得しようとする方で、次の（１）～（３）の全ての条件に該当する方

（１） 次のアからイのいずれかに該当する方

ア 栃木県内に住民登録をしている方であって、実務者研修修了後に栃木県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において介護等業務に従事しようとする方

イ 栃木県の区域内の実務者研修施設の受講生であって、研修修了後に栃木県内において介護等業務に従事しようとする方

（２） 次の要件を満たす方

実務者研修施設の正規の受講期間終了までに介護等業務に従事する期間が3年に達している方又は達する見込みの方

（３） 実務者研修の受講に関し、他の国庫補助による貸付制度等（生活福祉資金（教育支援資金）、離職者訓練制度、母子父子家庭高等技能訓練促進給付金等事業等）を活用していない方

2 貸付額

（１） 受講資金の貸付額は、200,000円以内です。（受講費の他、参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料を含む。）

（２） 受講資金は無利子で、貸し付けます。

（３） 貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。

3 貸付契約の解除

貸付けを受けている人が、次に該当するときは、受講資金の貸付契約を解除します。

（１） 死亡したとき。

（２） 実務者研修施設を退学したとき。

（３） 学業成績が著しく不良になったとき。

（４） 心身の故障のため受講を継続する見込みがなくなったとき。

（５） 受講資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

（６） その他受講資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

4 受講資金の返還等

受講資金の貸付けを受けた人は、貸付契約が解除されたとき、又は実務者研修を修了したときは、次

の5による返還の猶予又は免除に該当する場合を除いて、受講資金を返還することとなります。

(1) 返還期間

- ① 12か月とする。
- ② 繰り上げて返還することもできるものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還とする。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

5 受講資金の返還の猶予、免除

受講資金の貸付けを受けた人が次に該当する場合には、受講資金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 貸付契約が解除された後、引き続き実務者研修を受講しているとき。
- ② 研修修了後、県内の社会福祉施設等において、介護福祉士として介護等業務に従事しているとき。
(ただし、修了後2年間に限っては、介護福祉士の資格の有無を問わない。)
- ③ 研修を修了又は国家試験に合格した場合において、介護等業務に就業する意志のあるものについては、修了の日又は国家試験合格の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- ④ 他種の対象養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない理由による特別の事情がある
場合で、会長が適当と認める期間

(2) 返還の免除

- ① 実務者研修を修了した日（実務者研修を修了した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
- ② 上記業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

6 申請方法

(1) 申請者は、必要書類を施設・事業所に提出してください。（必要書類…申請書、連帯保証人・家族の所得証明、実務者研修受講証明等）

① 「貸付申請書」

ア 連帯保証人1人（独立の生計を営む成年）を記入すること。

イ 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源

泉徴収票の写し等) を添付すること。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し等) を添付すること。

② 「実務者研修の受講を証明するもの」 (「実務者研修受講証明書」)

実務者研修施設 (長) が発行したもので、受講者 (申請者) 本人の氏名及び受講期間が明記されているもの (原本)。

(2) 施設・事業所は、推薦書及び実務経験 (見込) 証明書を作成の上、上記書類に添付し、募集期間 (必着) までに本会へ提出してください。

7 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から受講資金交付までの流れは、別紙「介護福祉士実務者研修受講資金貸付手続きの流れ」を参照してください。

審査基準

- ・ 本人及び家族の所得等を考慮します。
- ・ 今年度の国家試験を受験する方を優先します。

【お問い合わせ先】 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-3300 FAX 028-643-3340

URL <http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>